

日本生活体験学習学会表彰規程

(目的)

第1条 本学会に学会表彰制度を設け、学会の発展ならびに生活体験学習に関する研究及び実践において優れて顕著な業績を残し、生活体験学習研究への貢献に対して学会より表彰する。

(授賞対象)

第2条 学会表彰は、本学会会員およびその会員を含むグループを対象に、以下のいずれかに該当する研究とし、生活体験学習研究の発展や実践の向上に非常に有意義であり、今後の発展が期待できると認められるものに対して授与する。

- 1) 日本生活体験学習学会が発刊する学会誌ならびに発行物に掲載された論文等
- 2) 会員が発刊・執筆した著作物ならびに報告書等の出版物

(授賞対象外の研究業績)

第3条 過去3年間において学会表彰を授賞したことがある会員およびその会員を含むグループの研究は選考対象外とする。

(賞の授与)

第4条 学会表彰は、年度ごとに選考する。但し、適当な研究がない場合もしくは会員からの推薦がない場合はその限りではない。

第5条 学会表彰者には、賞状を総会において贈呈する。

第6条 授賞は、授賞研究が発表された年度の大会総会において行う。

(選考)

第7条 学会員は、学会表彰候補者を推薦理由書により、学会長に推薦することができる。

第8条 推薦のあった学会表彰候補者は、理事会において選考し、授賞者を決定する。また、選考結果ならびに理由は総会において報告する。

(その他)

第9条 受賞者については、学会発行の通信ならびに学会ホームページにおいて通知・公開する。

第10条 学会表彰に関する庶務は、学会事務局の協力を得て行う。

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の審議を経て別に定める。

(附則)

本規定は、2017（平成29）年9月2日より施行する。